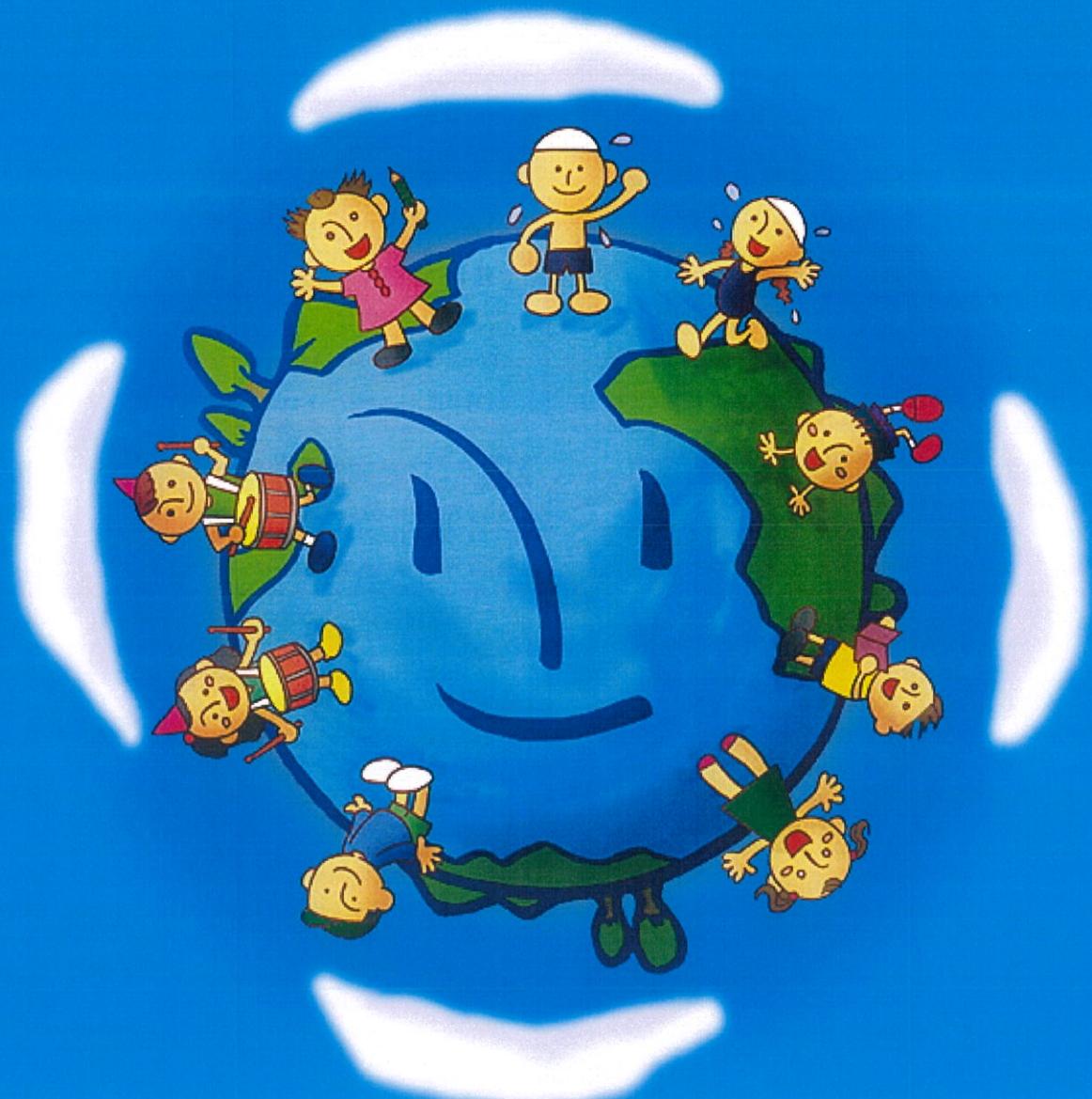




こども園

~古き都と共に新しい風が心地よい HOME~

——(重要事項説明書)——



古都こども園

〒703-8212 岡山市東区古都宿453-5

TEL : 086-208-6001 FAX : 086-208-6002

理事長 山口哲史

園長 岸上美和

1. 事業者

事 業 者 の 名 称	社会福祉法人 ちとせ交友会
代 表 者 氏 名	理事長 山口 哲史
法 人 の 所 在 地	東京都千代田区二番町 7 番地 5 号
法 人 の 連 絡 先	Tel : 03-3222-3255 Fax : 03-3222-3256
法 人 理 念	<p>Home—</p> <p>ここに集い ここで育み</p> <p>そして ここから はばたく</p> <p>ちとせ交友会は かかわる すべての人にとって 心安らぐ場所</p> <p>Homeでありたい</p> 

2. 認定こども園の概要

種 別	幼保連携型認定こども園			
名 称	古都こども園（こづこどもえん）			
所 在 地	岡山県岡山市東区古都宿 453-5			
認 可 年 月 日	2021 年（令和 3 年）4 月 1 日			
連 絡 先	Tel : 086-208-6001 fax:086-208-6002			
施 設 長 氏 名	園長 岸上美和			
利 用 定 員	1号	45 名	3号	0 歳児 5 名
	2号	3.4.5 歳児 30 名	3号	1.2 歳児 20 名

本園の利用定員は、法に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第 19 条第 1 項第 1 号の子ども（以下「1 号認定子ども」という。） 45 名
- (2) 法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども（以下「2 号認定子ども」という。） 30 名
- (3) 法第 19 条第 1 項第 3 号の子ども（以下「3 号認定子ども」という。） 25 名

3. 施設の目的・運営方針

園 の 目 的	本園は、認定こども園法及び子ども・子育て支援法（以下「法」という。）（平成 24 年法律第 65 号）、児童福祉法、その他の関係法令等に基づいて、乳児及び幼児（以下「園児」という。）への教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を総合的に提供するものとする。
---------	--

保育・教育の目標	<p>本法人理念の「Home」を教育及び保育の理念とし、園児が日中を過ごす第二の家～Home～を目指し、子ども・保護者・地域の方の心安らぐ憩いの場となるように、愛情いっぱい、笑顔いっぱいの園の運営と、ピアジェの構成論の理論に基づいたカリキュラムを行いながら、無理なく子どもの発達を促していくような質の高い幼児教育の提供を目指し、ゆきとどいた安全な環境と、家庭的なぬくもりの中で一人一人の子どもを大切にし、健康で明るく思いやりのある自律性を持った子どもの育成を目標とするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生き生きとし、元気に遊べる子 ・友だちとしっかり関わり、育ちあう子 ・自分で考え、行動する子
----------	--

4. 提供する教育・保育等の内容

- 1 本園は、前条の目標を達するため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供するものとする。
- 2 通常提供する教育・保育のほかに、以下の教育・保育を行う。
 - (1) 延長保育事業
 - (2) 一時預かり事業（一般型／幼稚園型）
- 3 本園は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用負担の可否によって差別的取り扱いをせず、かつ、特別の支援を要する家庭の子どもや特別な配慮を必要とする子どもの利用が排除されることのないよう、十分な配慮をもって運営するものとする。

5. 共同保育

- 1 本園は、岡山市内で運営する同法人の子ども・子育て支援新制度の確認を受けた園と相互の共同保育を実施するものとする。
- 2 各園、利用園児に対し、毎週土曜日（12月29日から1月3日、祝祭日を除く）及びお盆期間（8月13日から15日まで、日曜、祝祭日を除く）及び、利用園児が少ない場合は、相互に保育を提供する。

6. 連携施設への協力

連携施設として協定を結んでいる小規模保育園とは、保育内容の支援・代替保育の提供・卒園後の受け入れなどの協力をするものとする。

7. 子育て支援

- 1 本園は、園児の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便り、クラスだより、お知らせボードなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。
- 2 本園は、地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るために、子育てひろば（園庭開放）を行う。
 - (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
 - (2) 子育て等に関する相談、援助

8. 給食及び食育

本園の給食は、原則自園調理により、完全給食を提供しています。毎月「給食献立表」を配布。

*食物アレルギー対応状況

食物アレルギーなどで給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。その際は、医師による生活管理指導表の提出が必要です。ご相談の上、除去食に対応致しますが、メニューによっては家庭から持参して頂く場合もございます。あらかじめ御了承下さい。

*衛生管理等

大量調理施設衛生管理マニュアル基準に沿った衛生管理マニュアルを作成し、衛生管理を行っています。日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（月に1回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

9. 職員の設置状況

(1) 園長	1名
(2) 副園長	1名
(3) 主幹保育教諭	2名
(4) 保育教諭	18名
(5) 保育士	1名
(6) 栄養士・調理員	4名
(7) 学校医	1名
(8) 学校歯科医	1名
(9) 学校薬剤師	1名
(10) 事務職員	1名

10. 施設の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体 園庭	2.206.96 m ² 463.34 m ²
園舎	構造 延床面積	鉄骨造 2階建 819.97 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1	40.91 m ²
ほいく室	1	52.01 m ²
保育室	4	225.79 m ²
一時預かり室	1	18.98 m ²
遊戯室	1	103.50 m ²

11. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を原則として行わない日

☆《1号認定子ども》・・・ぶどう組

提 供 す る 曜 日	月曜日から金曜日まで
教 育 標 準 時 間	午前9時～午後14時（午前8時45分～受け入れ）
一時預かり事業(幼稚園型)	(朝) 午前8時30分から午前9時 (夕) 午後14時から午後17時 (長期休業日) 午前9時から午後14時 *利用者負担額(別表1)
保育・教育を原則として 行わない日	土曜日・日曜日・祝日 春期休業 3月末～4月初旬 10日間程度 夏期休業 8月13日～15日を含む 3～4週間程度 冬期休業 12月29日～1月3日を含む 10日間程度 *ただし、園長が必要と認めた時は、これを変更することができる。

☆《2号・3号認定子ども》

提 供 す る 曜 日	月曜日から土曜日まで
保 育 時 間	保育標準時間 午前7時～午後18時(11時間) 保育短時間 午前8時30分～午後16時30分(8時間)
延 長 保 育	保育標準時間 夕：午後18時～午後19時 保育短時間 朝：午前7時～午前8時30分 夕：午後16時30分～午後18時30分 *利用者負担額(別表1)
休 業 日	日曜日・祝日 年末年始 12月29日～1月3日 *ただし、園長が必要と認めた時は、これを変更することができる。

*教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、4. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を原則として行わない日の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行い、代替休日を設けることがある。

*非常災難その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

12. 学年及び学期

本園の教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

1年を次の3学期に分ける。

- | | |
|------|----------------|
| 第1学期 | 4月1日から7月31日まで |
| 第2学期 | 8月1日から12月31日まで |
| 第3学期 | 1月1日から3月31日まで |

13. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

利用者の内定	<p>《1号認定子ども》</p> <p>(1) 持ちあがりの児童を優先する。 (2) 在園児の弟妹を優先する。 (3) 古都小学校区に居住する児童を優先する。 (4) 旭東中学校区に居住する児童を優先する。 (5) ちとせ交友会の理念、経営方針及び、本園の教</p>
--------	---

	<p>育・保育の内容を理解している。</p> <p>(6) 心身ともに健康である。</p> <p>(7) 園行事の参加や保護者会への協力ができる。</p> <p>(8) 利用料（給食費、預かり保育料、用品代、絵本代など）を理解している。</p> <p>(9) 事前に本園の見学をしている。あるいは知人等からの紹介がある。</p> <p>(10) 本園の一時預かり事業の利用がある。</p> <p>(11) 保護者及び兄弟が、本園の卒園児か在園児である。</p> <p>《2号・3号認定の子ども》 岡山市が行う利用調整による</p>
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> • 1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む） • 保護者から退園の申出があったとき • 利用継続が不可能であると岡山市が認めたとき • 利用料や実費徴収について、滞納が続く場合 • その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

14. 利用者負担その他の費用等

本園は、利用した3号認定の支給認定保護者から、当該市町村の定める利用者負担額（保育料）について支払いを受けるものとする。

- 2 前項の保育料のほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価（特定負担額（いわゆる上乗せ徴収））について、あらかじめ、保護者に使途・金額・理由を説明し書面による同意を得たうえで支払いを受けるものとする。（別表2）
- 3 前2項に加え、教育・保育の提供に関して実費で徴収する費用（いわゆる実費徴収）について、その都度、保護者に使途・金額・理由を説明し同意を得たうえで支払いを受けるものとする。（別表3）
- 4 前各項の支払いを受けた場合は、当該保護者に領収書を交付するものとする。なお、口座振替（毎月27日）をご利用の場合、毎月の請求書は携帯電話から確認することができ、通帳記帳をもって領収書に代える。
- 5 利用料や実費徴収について、滞納が続く場合、保育・教育の提供を終了する場合がある。

15. 緊急時の対応方法

当園には、緊急時対応のため「一斉メール配信システム」がありますので、必ず登録をお願いします。また、容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が指定する機関で、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

16. 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更)届出書	岡山市中消防署 防火管理者 岸上 美和		
避難訓練	火災及び地震等を想定した避難訓練を月1回実施		
防災設備	自動火災報知設備	誘導灯及び誘導設備	非常警報装置
避難場所	第1避難場所：園庭 第2避難場所：園駐車場 第3避難場所：岡山市立古都小学校		

17. 保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険の種類	ほいくのお守り（介護保険・社会福祉事業者総合保険）
保険支払い限度額	対人 300,000千円／人 2,000,000千円／事故 財物 3,000千円／事故 事故施設所有管理 30,000千円／事故

保険会社	損害保険ジャパン株式会社
保険の種類	学校契約団体傷害保険
保険金額	死亡・後遺障害 5,000千円 入院日額 3,000円 通院日額 2,000円

18. 虐待防止のための措置

当園は、園児に対して、暴力行為・わいせつ行為・無視・教育、保育の放棄その他心身に有害な影響を与える行為をしないほか、園児の人権擁護・虐待防止のため責任者を設置するとともに、職員に対する研修を行っています。また、児童虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに岡山市こども総合相談所ほか関係機関に通告し、連帯・協力して適切に対処します。

◇岡山市こども総合相談所（児童相談所）

岡山市北区鹿田町1丁目1番1号（岡山市保健福祉社会館5階）

Tel:086-803-2525

19. 保育・教育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

1、当園の相談・苦情対応窓口について

- 1、苦情解決責任者 園長 岸上 美和
- 2、苦情受付担当者 副園長 松岡 富士子
- 3、第三者委員 古都学区連合町内会 会長 人見 亨 様
岡山東地区保護司会 保護司 谷本 佐代子 様

*面接、電話、文章、メール等の方法により相談、苦情等を受け付ける他、事務所窓の横に「ご意見箱」を設置しています。

2、当園以外の相談・苦情受付窓口について

◇岡山市岡山っ子育成局保育・幼児教育課

岡山市北区大供1丁目1番1号

Tel:086-803-1228

◇岡山県運営適正化委員会（社会福祉法人岡山県社会福祉協議会）

岡山市北区南方2丁目13番1号

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」3階

Tel:086-226-9400

20. 健康管理、衛生管理

本園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法施行規則に規定する健康診断に準じて実施する。

本園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

- | | |
|----------|------------------|
| ・内科検診 | 全年齢対象に年2回 |
| ・歯科検診 | 全年齢対象に年1回 |
| ・視力・聴力検査 | 3・4・5歳児対象に年1回 |
| ・身体測定 | 毎月、身長・体重等の測定を行う。 |

21. 嘱託医など

当園は、以下の医療機関と嘱託医などの契約を締結しています。

<内科>

医療機関の名称	大上クリニック
医院長名又は医師名	大上 康弘
所 在 地	岡山県岡山市東区東平島 135-6
電 話	086-297-3535

<歯科>

医療機関の名称	けしごやまビーンズ歯科クリニック
医院長名又は医師名	長谷川 熱
所 在 地	岡山県岡山市東区西大寺松崎 162-11
電 話	086-943-0007

<薬剤師>

医療機関の名称	あかり薬局
医院長名又は医師名	岩野 寛樹
所 在 地	岡山県岡山市東区東平島 922-1
電 話	086-297-5551

22. 年間行事予定・・・毎年、年間行事予定表を作成しあ渡します。年により変更する場合もあります。

月	行事	月	行事
4月	☆進級式 ☆入園式 ☆れんげつみ（地域交流）	10月	☆運動会(2.3歳児・4.5歳児) ☆スポーツ広場（地域交流） ☆ハロウィンパーティー ☆いもほり遠足（5歳児）
5月	☆歯科検診 ☆尿検査 ☆個人懇談	11月	☆2.3歳児生活発表会 ☆みかんがり遠足（4歳児） ☆こども発表会見学（小学校） ☆内科検診
6月	☆参観日（0.1.2歳児） ☆内科検診・目の検査 ☆プール開き	12月	☆1年生まつり（小学校） ☆4.5歳児生活発表会 ☆クリスマス会 ☆冬季休業（ぶどう組）
7月	☆七夕まつり（地域交流） ☆なつまつりごっこ ☆プラネタリウム遠足（5歳児） ☆夏季休業（ぶどう組）	1月	☆5年生との交流（小学校） ☆各年齢ごとの参観日 ☆しいたけがり（地域交流） ☆節分（豆まき）
8月	☆プールおさめ	2月	☆ひな祭り
9月	☆運動会ごっこ（0・1歳児）	3月	☆卒園式 ☆春季休業（ぶどう組）

☆毎月・・・お誕生日会 避難訓練（年1回：古都小学校へ避難訓練） 身体測定

☆3・4・5歳児・・・おけいこごと参観日（6～9月）

23. こども園のきまり・利用に際し留意していただきたいこと

(1) 登降園について

○登園時間（朝、こども園に来る時間）

☆1号認定こども（幼稚園枠）・・・ぶどう組

8時45分～9時

*8時45分よりも前に、登降システム（PIPIO）をされると、預かり保育料金が発生します。

☆2号・3号認定こども（保育園枠）

7時～9時

*お仕事の勤務時間に合わせて、登園しましょう。

*保育短時間の方は、8時30分からの登園となります。

○降園時間（こども園から帰る時間）

☆1号認定こども（幼稚園枠）・・・ぶどう組

14時

*お迎えに来られたら、当番の職員にお知らせください。クラスボードに、1日の様子や園からのお知らせなどを記入していますので、必ず読みましょう。

*14時以降に、登降システム（PIPIO）をされると、預かり保育料金が発生します。

*園では小さなお友だちのお昼寝の時間となります。また他の保護者の方の姿を見て園児が不安になることもあるので、静かに速やかに帰りましょう。

*14時以降お迎えの場合は、預かり保育をご利用ください。利用する場合は、担任までお知らせください。（＊別途料金）利用する場合、無償化の対象になる場合があります。

☆2号・3号認定こども（保育園枠）

16時～18時 18時以降は延長保育時間（＊別途料金）

*お仕事の勤務時間が終わりましたら、早めのお迎えを心がけてください。駐車場が混み合いますので、速やかに帰りましょう。

17時以降は当番職員にて合同で過ごします。18時以降に、登降システム（PIPIO）をされますと、延長保育料金が発生します。

(2) 通園について

・車での通園は可能ですが、小学校に向けて「徒歩通園」も行っていきましょう。また、「交通のきまり」や「横断歩道の正しい渡り方」を小さい時期から知らせていきましょう。駐車場内は「手つなぎ通園」をしましょう。

・いつも見守ってくださっている地域のみなさまに、積極的に「おはようございます」「ありがとうございます」と感謝の気持ちを保護者の方も子どもと一緒に伝えましょう。

・車を利用される場合、園の前の道は30キロです。30キロ走行を守ってください。

・朝夕の送迎の車は、園内の駐車場に止めて下さい。駐車場は一方通行とします。通行の妨げとなるため、道路には駐車しないで下さい。駐車場混雑回避の為、長時間の駐車はご遠慮下さい。マナーを守って、限りあるスペースを気持ち良く利用できます様に、御協力お願いします。また、駐車場内の事故は、園は一切の責任を負いません。

(3) 欠席・遅刻する場合、お迎えに来られる方が変更する場合について

・欠席、遅刻する場合は、朝8時～9時の間に園に電話連絡にてお知らせください。また、お迎えに来られる方がいつもの方とは違う場合は、担任までお知らせください。

・担任は保育中の為、電話で呼び出すことはできませんので、電話対応職員へお伝えください。

(4) 園内の立ち入りについて

・門は、子どもたちを守るため、ロックがかかっています。玄関のインターホンをならして職員へお知らせください。

・門の出入りは、必ず大人が開閉してください。門から出たら「手つなぎ通園」をしましょう。

(5) 健康について

(けがの場合)

・医師の診察を要する場合、保護者の方に連絡をとり、園が指定する病院に搬送し、診察をしていただきます。保護者の方と連絡がとれない場合は、乳幼児の身体の安全を最優先せますので、あらかじめご了承ください。

(病気の場合)

・在園中に、熱が38度以上ある場合は、ご連絡を致しますので、お迎えをお願いします。解熱後、24時間は登園できませんので、家庭で安静にお過ごしください。

また、在園中に下痢が3回続いた場合、あるいはあきらかにいつもとは様子が違う場合も、連絡をしますので、都合をつけていただき、至急、お迎えをお願いします。

(毎朝の体温等の確認)

・登園前には必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。また、前夜発熱したなど普段と違う様子が見られた時には、登園時に担任や当番の職員へお伝えください。

- ・発熱の場合、解熱後 24 時間を過ぎてからの登園となります。

(感染症について)

- ・麻疹（はしか）・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。なお、登園をする場合は、医師発行の「証明書又は意見書」を提出してください。「証明書」は園にもありますが、病院により有料の場合もあります。証明書の必要な病気については「園で流行しやすい感染症」をご覧下さい。

(6) 与薬について

医療行為に当たるため原則として行いません。主治医の先生に薬の投与を朝夕 2 回に変えて頂くようお願いしてください。 どうしても昼食後の投与が必要な方に限り、与薬をさせて頂きます。薬のお預かりは、当番の職員がお預かりします。薬の保管は職員室にて行います。当番時間以外には、職員室の職員が受け取りますので、職員室にお持ち下さい。（職員の受け取りサインが必要なので、必ず手渡しをして下さい。）薬は、職員が与薬します。薬は「くすり連絡票」を明記の上、透明のジップロックの表面に貼り付け、1 回分の量だけを容器に入れてお持ち下さい。ジップロック、粉薬の袋、薬の容器、袋にも大きく名前を書いて下さい。また、土曜日の薬のお預かりはできませんので、どうしてもの場合はご相談下さい。



(7) 土曜日保育について

- ・土曜日が両親共にお仕事で保育が必要な場合は、申し込みをしてください。土曜日の保育は 18 時までです。必要事項を記入し、前月の 20 日までに提出してください。
- 3・4・5歳児は、主食費が必要となります。（別表3）

(8) 服装、用品について

- ・園では年間を通して、2歳児のお子様は半ズボン、3歳児以上のお友だちは指定の制服を毎日、着用してください。古都幼稚園の制服、用品を使用してもかまいません。3歳児以上のお友だちは、行事の時は、制服、指定のポロシャツ、黒色のソックスを着用してください。普段は、ポロシャツはご家庭にて購入された白のポロシャツを着用してください。靴下も普段はご家庭にて購入された靴下を使用してください。ハンカチを毎日ポケットに入れて、持たせてください。
- ・衣類、持ち物には、すべて名前を書いてください。持ち主がわからないものは、一定期間掲示した後に、処分致します。
- ・園用の着替えや紙パンツを貸し出した場合は、必ず返却をお願いします。

(9) 台風、地震などの緊急時について

- ・特別警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報、避難勧告、避難指示が、午前6時30分時点での発令されている場合、1号認定こどものお友だちは、休園となります。2号認定こども、3号認定こどもの保育はありますが、子どもと職員の命を守ることを第一に考え、安全確保が難しい場合は、保育を中止としますので、速やかにお迎えをお願いします。

(10) 保護者会活動について

- ・在園児の健やかな発育のために、保護者と職員の集う会としての保護者会を組織しています。
なお、会則により、役員・会費を決めています。

2.4. 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項

1. 当園は、業務上知り得た入所児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入所児又は第三者の生命・身体等に危機がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令や同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、当園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿する。
 - ・提出していただく書類及びその内容に関しての個人情報につきましては、教育・保育以外には利用いたしません。
 - ・園生活を行うにあたり、下駄箱やロッカー、作品などに名前や写真を掲示することができますので、ご了承ください。
 - ・園での行事については、保護者の方に写真・ビデオ撮影を認めているものもありますが、個人情報保護の趣旨に沿い、記録した写真・ビデオの取り扱いは慎重に願います。また、教育・保育中の、自分のお子さま以外の子どもの撮影は、ご遠慮ください。
 - ・保護者の方への販売を目的として、行事や園生活などの写真・ビデオ撮影を業者に委託することがあります。特別な事情により撮影を希望されない場合はお申し出下さい。
2. 職員は、業務上知り得た入所児又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、転勤後、退職後においてもそれらの秘密を保持するものとする。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

古都こども園 保護者会規約

- 第1条 この会は、「古都こども園保護者会」と称します。
- 第2条 この会は、事務所を岡山市東区古都宿 453-5 古都こども園 内に置きます。
- 第3条 この会は、次のことを目的とします。
園と園児の家庭との連絡を密にし、その協力によって子どもの健やかな成長と幸福をはかることを目的とします。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次のような働きをします。
1. 園の行事に協力し、園児の福祉を向上させます。
2. 園の運営、改善、補助に協力し、これを万全なるように努めます。
- 第5条 本会は、古都こども園 園児の保護者、及び職員をもって組織します。
- 第6条 この会は、各クラスから2～3名の役員をクラス懇談会において選出します。
- 第7条 会長、副会長は、第6条により選出された役員の中から選出します。事務局は、古都こども園の職員が行います。
- 第8条 役員の任期は1年とします。
- 第9条 総会は、年に1回行い（書面による開催も含む）、役員の改選、会則の変更、予算決算の承認、その他必要なことを相談します。
- 第10条 役員会は、必要に応じて会長が会の運営、その他の事項を相談します。
- 第11条 会員の半数以上が要求すれば、臨時総会を開くことができます。
- 第12条 この会の経費は、会費及び事業収入、寄付金をこれにあてます。
- 第13条 本会の会費は、1ヶ月500円とします。本会は、会務会計を明らかにするために必要な帳簿を備えます。
- 付則 この会は2021年4月1日より実施します。

別表1 一時預かり・延長保育に係る利用者負担金

認定区分		時間	料金
1号認定	朝の預かり保育	8:30~9:00	100円/回
	午後の預かり保育	14:00~17:00	350円/時 おやつ代 150円/1日 (朝と午後で上限 13,000円/月) おやつ代 1,500円/月
	長期休業日 預かり保育	9:00~14:00	1,000円/日 おやつ代 150円/1日 14時以降 350円/時
2号・3号認定 保育標準時間	延長保育	18:00~19:00	350円/回 (上限 4,200円/月)
2号・3号認定 保育短時間	前延長保育	7:00~8:30	350円/回 (前後で上限 4,200円/月)
	後延長保育	16:30~18:30	350円/回 (前後で上限 4,200円/月)

別表2 教育・保育の提供に要する対価（上乗せ徴収）に係る利用者負担金

1・2号認定	英語教室（3歳児月1回・4、5歳児月2回）	880円/1回
	体育教室	400円/回

別表3 教育・保育の提供に実費で徴収する費用（実費徴収）に係る利用者負担金

1号認定	主食費	1,500円/月
	副食費	3,000円/月
	保護者会会費	500円/月
	絵本代	350円~500円/月
	写真代	50円~500円/1枚
	行事代	実費相当額
	硬筆教室（希望者のみ）	1,650円/月 初回のみ 1,900円(鉛筆、ノート代)
	スイミング教室（5歳児希望者のみ）	1,430円/月 (8月はお休み)
2号認定	主食費	1,500円/月 土曜利用 250円/日
	副食費	4,500円/月
	保護者会会費	500円/月
	絵本代	350円~500円/月
	写真代	50円~500円/1枚
	行事代	実費相当額
	硬筆教室（希望者のみ）	1,650円/月 初回のみ 1,900円(鉛筆、ノート代)
	スイミング教室（5歳児希望者のみ）	1,430円/月 (8月はお休み)
3号認定	保護者会会費	500円/月
	絵本代	350円~500円/月
	写真代	50円~500円/1枚
	行事代	実費相当額

*制服、用品については、別途料金表を参考にする。（年により内容、金額の変更有）



古都こども園の1日

登園・降園の時間は各家庭によって異なりますが、9時から14時までの時間は、認定種別に関係なく 年齢ごとに同じ内容で保育・教育時間を過ごします。



一日の生活の流れ

3~5歳児

つくし・ふじ・さくら

1号認定こども
(ぶどう組)

2号認定こども

0~2歳児

もみじ・うめ・もも

3号認定こども

預かり保育

順次登園

グループタイム

戸外遊び・室内遊び など

教育・保育に必要な活動
(クラスでの活動・習い事など)

給食

自由遊び



午睡or休息

降園

預かり保育

おやつ

自由遊び

順次降園



延長保育

○ 7:00 ○



○ 9:00 ○

○ 10:00 ○

○ 11:00 ○

○ 12:00 ○

○ 13:00 ○

○ 14:00 ○

○ 15:00 ○

○ 16:00 ○

○ 18:00 ○

○ 19:00 ○

順次登園

おやつ



保育・教育に必要な活動
(グループタイム・戸外あそび・
室内での活動など)

給食

午睡



おやつ

自由遊び

順次降園

延長保育